

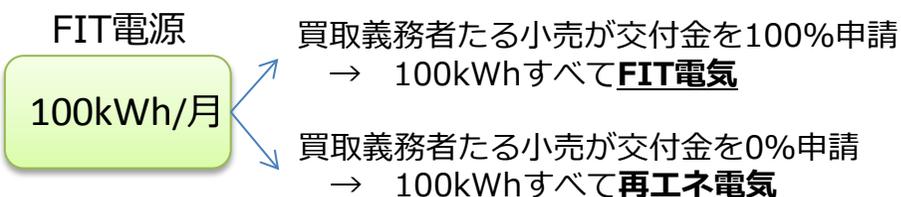
FIT電気表示とFIT交付金との関係

平成29年1月

資源エネルギー庁

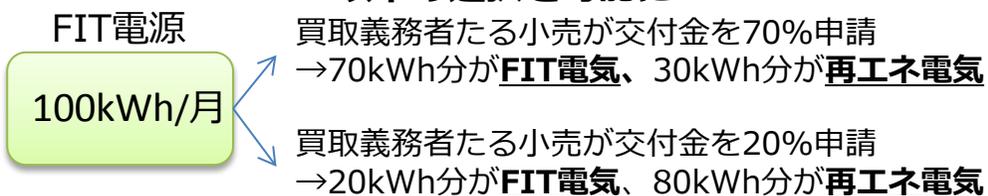
- 現在、小売買取の対象となっているFIT電気については、毎月、FIT交付金の申請を行うかどうかを買取義務者たる小売電気事業者の裁量に委ねている。
- このため、FIT交付金を全く申請しなかった月分については、FIT電源から買い取った電気であったとしても、電気の需要家の負担を原資とするFIT交付金による支援を受けず自主的に調達した再生可能エネルギーと整理しており、電源構成表示上も、「再生可能エネルギー発電所により発電された電気（FIT電気を除く。）」との表示を行うことが認められている。
- これまでの運用では、毎月のFIT交付金の申請割合は100%または0%に限り認めていたが、「再生可能エネルギー電気」「FIT電気」との表示の使い分けニーズが高まっていることに鑑み、平成29年度当初より、FIT電源の発電量の一定割合に相当するkWh分についてのFIT交付金申請を認め、残余のkWh分の割合については「再生可能エネルギー電気」としての表示を認めることとしてはどうか。

<現在の運用>



<改善案>

以下の選択を可能に



<参考> 電力の小売営業に関する指針におけるFIT電気の定義

(※現行FIT法の条文に基づく記載となっている)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気（小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について再生可能エネルギー特措法第8条第1項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。再生可能エネルギー特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。

- ① 太陽光
- ② 風力
- ③ 水力（設備認定基準上、出力が3万kW未満の水力発電所を用いたものに限定されている。）
- ④ 地熱
- ⑤ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）。以下同じ。）